平成２２年（フ）第３４７号
長野県松本市大字里山辺245番地　ソフィアこがね302号
債務者　山田　淳子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１５３号
長野県諏訪市渋崎1722番地
債務者　藤森　盛吉
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　泰史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５２０号
福井県勝山市鹿谷町矢戸口第20号甲37番地
債務者　山内佐千子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７７号
横浜市緑区霧が丘４丁目８番地３　第２霧が丘レジデンス５号
債務者　三好　　徹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６７８号
横浜市緑区霧が丘４丁目８番地３　第２霧が丘レジデンス５号
債務者　三好けい子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
神奈川県大和市西鶴間４丁目11番11号　高橋ハイツ201号
債務者　松並　謙二
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林戸　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８７号
長野市大字徳間1144番地　駒沢新町第二団地Ｂ―12
債務者　舟田　明子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田下　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
盛岡市紅葉が丘19番８号
債務者　山口　和博
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姉帯　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６８４号
埼玉県越谷市蒲生茜町９番地18
債務者　沓掛　治良
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４７号
群馬県沼田市利根町追貝733番地７
債務者　安立　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
群馬県沼田市栄町38番地２
債務者　鈴木　亜弓
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１号
群馬県沼田市利根町追貝89番地
債務者　齋藤　美幸
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
新潟県十日町市宮沢寅63番地
債務者　古高　正文
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
新潟県長岡市左近３丁目41番地
債務者　横山　敏明
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
岡山県井原市高屋町３丁目15番地23
債務者　守本　倫子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
岡山県倉敷市茶屋町1712番地１　ウイングⅡ105
債務者　野村　明彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目３番33号　サンクォーレ平田203号室
債務者　神山　栄光
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係